

海老江東小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「心豊かにいきいきと活動する子ども」を育成するために「海老江東小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 「いじめを絶対に許さない・見逃さない」ことを教職員が共通理解し、児童への指導にあたる。
- ② いじめに関するアンケート（1学期に2回 2学期に1回 3学期に1回）および毎月の生活指導連絡会での点検を行い、未然防止・早期発見に努める。
- ③ 校内の様子だけでなく、家庭、地域と連携し、校外の情報も収集する。

3. いじめの未然防止についての取組

【基本姿勢】

いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、道徳教育・人権教育を基盤として全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

- (1) 児童のコミュニケーション能力や思考判断力を高める等、学力向上アクションプランをもとに授業改善を行う。
 - ① 保護者や児童へのアンケートをもとに学校改善・授業改善に努める。
 - ② わかる授業づくりに取り組み、全学年で公開授業を実施し、授業力の向上に努める。
 - ③ 長期休業中を中心に、児童の実態に合った研修を実施し、資質の向上を図る。
 - ④ ユニバーサルデザイン教育の研究を進め、焦点化・視覚化・共有化の工夫に努め、各授業に取り入れることで、「どの子もわかる授業づくり」をめざす。
- (2) 児童会活動やキャリア教育に計画的に取り組む、自己有用感を高める。
 - ① 縦割り班編成による異学年交流を深めることで、相手を思いやる態度を育てる。

- ② 委員会活動を通して、身のまわりの仕事や環境に関心をもち、自分のよさを活かそうとする態度を育てる。
 - ③ 児童会活動を通して自分の周りの人に関心をもち、自分の役割や活動に積極的にかかわろうとする態度を養う。
 - ④ キャリア教育に取り組む中で、夢や希望を持ち、人のために役に立つ人間になろうと思う心を育てる。
- (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成
- ① 日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは絶対に許されないもの」という雰囲気を学校全体に広める。
 - ② 人権教育年間計画を作成し、計画に基づいて実践を行う。
 - ・ 命の大切さや互いを思いやることの大切さに気づく。
 - ・ いじめを絶対に許さない気持ちを育てる。
 - ・ 「傍観者」もいじめに加担していることに気づく。
 - ・ インターネット・SNS等を通じて行われるいじめを防止し、情報モラルに関する意識を高める。

4. いじめの早期発見についての取組

【基本姿勢】

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 学級担任は、学期に1度個人面談を行う。
- ② 月に1度校内いじめ対策委員会（生活指導連絡会）を行い、児童の情報を共有する時間を設け、各学年の児童の様子について情報交換をする。
- ③ いじめに関するアンケートや学校生活アンケートの結果を共有し、必要に応じて聞き取りを行う。
- ④ 気になる児童については随時聞き取りを行い、家庭訪問を行う。

5. いじめの早期解決についての取組

【基本姿勢】

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめの事案があれば、速やかに「校内いじめ対策委員会」を立ち上げる。
- ② 「校内いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組み、教職員全体で共有化する。
- ③ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

<いじめられた児童に対して>

徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。

- ・ いじめられた児童が信頼できる人（家庭・地域）と連携し、寄り添い、支える体制を整える。
- ・ 「あなたは悪くない」ことをはっきりと伝え自尊感情を高めるように留意する。
- ・ 心のケアが必要な場合、スクールカウンセラーと連携を図る。
- ・ 必要に応じて、「こども相談センター」などの外部機関と連携を図る。

<いじめた児童に対して>

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、家庭と連携して、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境を確保する。
- ・ 生活背景にも目を向ける。
- ・ 心のケアが必要な場合、八阪中学校に常駐するスクールカウンセラーと連携を図る。
- ・ 必要に応じて、「こども相談センター」などの外部機関と連携を図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内いじめ対策ケース会議

(構成)

校長を校内いじめ対策委員会の委員長とし、教頭、教務主任、生活指導部長・養護教諭・当該学年（担当）で構成する

(役割)

- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に関わる情報の記録や収集、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開き、迅速な情報の共有、関係児童への聞き取り、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

年間計画

【情報交換の場】

- ・ 校内いじめ対策委員会（生活指導連絡会）（月 1 回）
- ・ 職員会議

【調査等】

- ① いじめに関するアンケート調査 1 学期に 2 回 2 学期に 1 回 3 学期に 1 回
- ② 授業アンケート（自由記述欄）（7 月・12 月）
- ③ 学校運営に関する「学校生活アンケート調査」（7 月・12 月）

【研修会】

- ・人権教育研修会
- ・生活指導研修会
- ・校内人権教育実践交流会

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だよりなどにより情報発信・啓発を行う。
- ② 学校協議会へ提案し、協力体制をつくる。
- ② 教育委員会との相談および地域諸団体や関連機関への参加要請を行う

(3) 取組内容の検証

- ① 「運営に関する計画」に基づき検証し、PDCAサイクルの活用で改善を図る。
- ② 実施したアンケート結果を分析し、全教職員での共通理解を図り、未然防止の推進・再発防止について改善方法を探る。

7. 重大事案への対処

① 教育委員会及び関係諸機関と連携する。

ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

② 「校内いじめ対策ケース会議」が中核となって、誠意ある対応に努める。

- ・隠蔽せず、誠意ある対応に努め、窓口の一本化を図る。
- ・調査組織を設置し、事実関係の明確化に努める。
- ・被害児童及びその保護者へ適切な情報提供を行う。
- ・教育委員会へ報告し、解決に向けて迅速かつ適切に対応する。

※ いじめ発見の際の流れ

